

市内小学生保護者の皆さま

五所川原市長 佐々木 孝昌
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
緊急事態宣言を踏まえた放課後児童クラブの対応について

新型コロナウイルス感染症対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されたことを受け、五所川原市教育委員会より令和2年4月21日（火）～5月6日（水）の期間を、学校の臨時休業とする決定がありました。

当市放課後児童クラブでは、下記のとおり原則として開所いたします。

保護者の皆様におかれましては、「緊急事態宣言」対象地域の拡大及び学校臨時休業の趣旨をご理解いただき、クラブを利用せずに家庭で過ごすことが可能である場合は、期間中はできるだけ、利用を控えていただくようお願いいたします。

記

1. 臨時開所期間 令和2年4月21日（火）～令和2年5月2日（土）
※3日（日）～6日（水祝）は日曜・祝日のため閉所となります。
2. 期間中の開所時間 平日 午前7時30分 ～ 午後6時
土曜 午前8時 ～ 午後6時
3. 利用について 令和2年度の入会申込をしていない、新規利用希望の方は、別紙の入会申込書を、利用を希望する各児童クラブへ直接ご提出ください。
なお、申込書には勤務先・勤務先電話番号を必ずご記入ください。
4. 注意点
 - ・利用している児童又は職員の感染が発覚した場合、児童クラブは休所となります。
 - ・以下の場合、特に児童クラブの利用の自粛をお願いします。
【 】はその期間
 - ①発熱（おおむね37.5℃以上）や咳などの風邪の症状が見られる場合／【症状が改善するまで】
 - ②症状の有無に限らず、児童が小学校の出校停止となっている場合／【出校停止が解除されるまで】
 - ③症状の有無に限らず、児童又は同居家族が感染症の濃厚接触者となった場合／【接触日から2週間】

担当：子育て支援課 保育係
TEL 0173-35-2111（内線 2482～2484）